

令和7年4月 吉日

西惣太夫自治会にお住いの皆様へ

山口市デジタル推進課長

2025(令和7)年国民生活基礎調査について

本市の統計行政の推進につきましては、平素から御協力いただき感謝申し上げます。

標記の件につきまして、お住いの地区が別紙の地図の範囲で、厚生労働省により調査区の1つとして指定されました。

4月中旬以降、統計調査員がこの調査区を訪問し、調査のお知らせの配布や名簿作成、調査票の配布・回収等の活動を行います。

御多用の折誠に恐縮ですが、地区の皆様におかれましては、調査活動への御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

調査全般に関するお問合せ先

〒753-8588 山口市吉敷下東 3-1-1

山口県山口健康福祉センター 保健福祉・総務室

担当：岸本

Tel：083-934-2528 FAX：083-934-2527

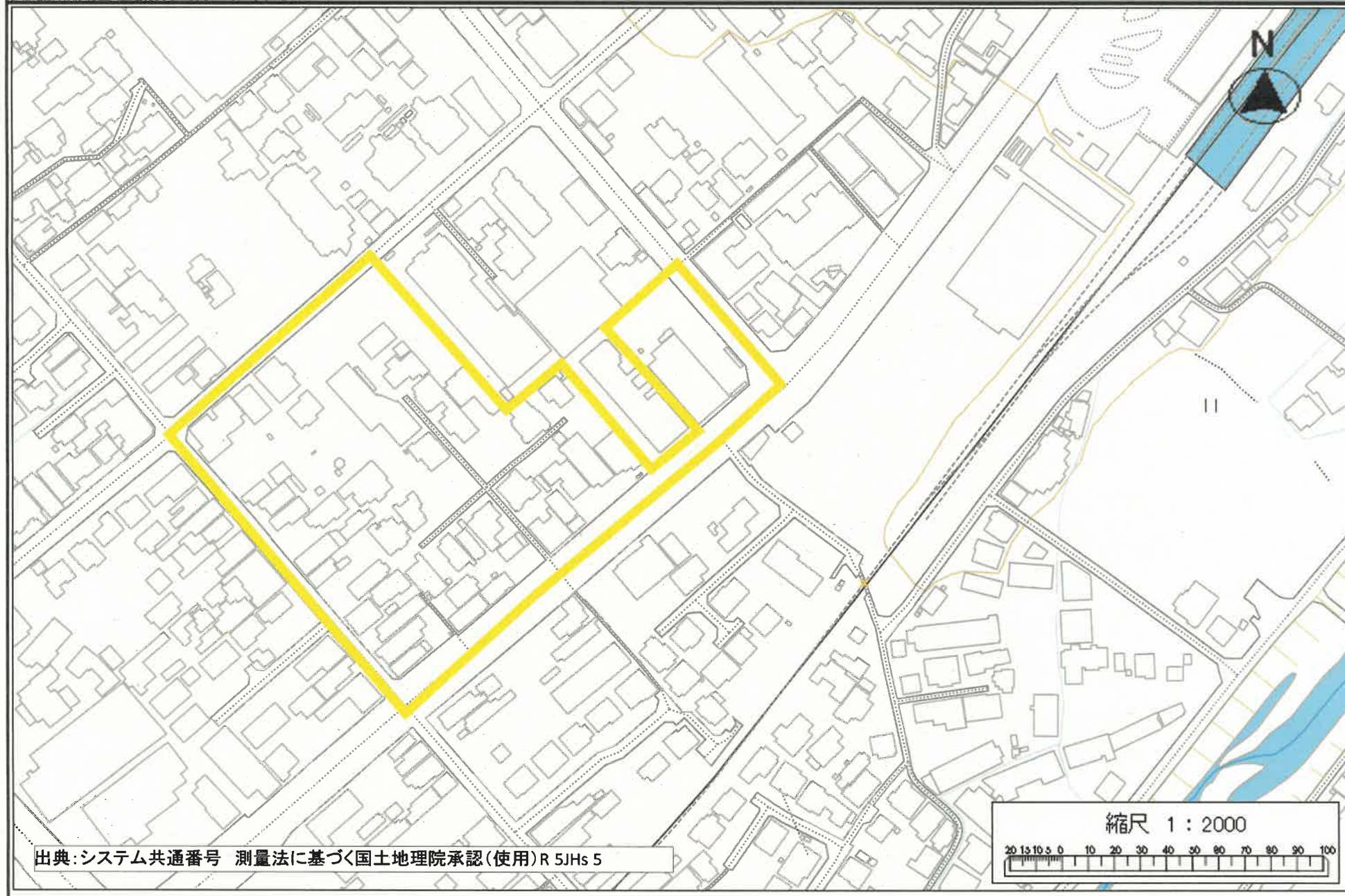
回覧に関するお問合せ先

〒753-8650 山口市亀山町 2 番 1 号

山口市総務部デジタル推進課

統計調査担当：広地

Tel：083-934-2748



出典: システム共通番号 測量法に基づく国土地理院承認(使用)R 5JHs 5

縮尺 1 : 2000

20 15 10 5 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100

2025(令和7)年2月

関係各位

厚生労働省政策統括官

2025(令和7)年国民生活基礎調査 御協力をお願い

厚生労働省の各種統計調査の実施にあたりましては、かねてから御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、1986(昭和61)年以降、国民生活基礎調査を実施しており、本年も全国で5,530地区を無作為に抽出し、地区内の世帯を対象として**6月5日(木)**に**世帯票、健康票及び介護票**の調査を、**7月10日(木)**に**所得票及び貯蓄票**の調査を実施いたします。

本調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査※であり、統計調査員が調査対象世帯を訪問し、調査票の配布や回収を行う方法により実施いたします。

※ 統計法では、回答内容の守秘義務や、調査対象者の回答の義務等が定められています。

つきましては、調査員が調査対象世帯を訪問する際には、円滑に調査が実施できるよう、下記のとおり特段の御配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、この協力のお願いは、統計法第30条(協力の要請)に基づいて行っています。

記

統計調査員訪問時(4月中旬以降)に御協力をお願いしたい事項

- ・ 自治会の役員やマンションの管理員等に御挨拶に伺った際には、御対応いただけるようお願いいたします。
- ・ 調査事務のために調査地区内に立入ることについて、御協力をお願いします。近年、特にオートロックマンション等への立入りが困難な事案が発生しておりますので、特段の御理解と御協力をお願いします。
- ・ 調査地区内でのポスターの掲示について、御協力をお願いします。

○ 調査の概要は、裏面を御参照ください。



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



政府統計

2025(令和7)年国民生活基礎調査の概要

1 調査の目的

保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。

2 調査票の種類

- (1) 世帯票、健康票、介護票
- (2) 所得票、貯蓄票

3 調査の対象及び客体

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票及び健康票については、令和2年国勢調査区の後置番号「1」及び「8」の地区から層化無作為抽出した5,530地区内のすべての世帯及び世帯員を、介護票については、2,500地区内の介護保険法に基づく要介護者及び要支援者を調査客体とする。

また、所得票及び貯蓄票については、前記の5,530地区に設定された単位区から層化無作為抽出した2,000単位区内のすべての世帯及び世帯員を調査客体とする。

4 調査の期日

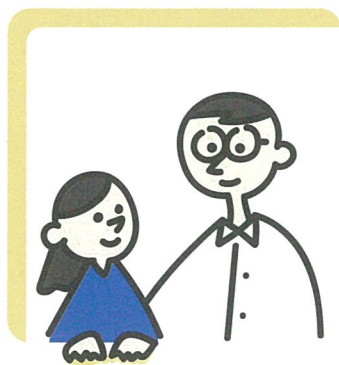
- (1) 世帯票、健康票、介護票
2025(令和7)年6月5日(木)
- (2) 所得票、貯蓄票
2025(令和7)年7月10日(木)

5 調査の機関

- (1) 厚生労働省においては、政策統括官が企画・立案を行う。
- (2) 世帯票、健康票及び介護票に係る調査については、都道府県知事、保健所を設置する市区の市区長及び保健所長が、その管轄区域内の調査に関する事務を行う。
- (3) 所得票及び貯蓄票に係る調査については、都道府県知事、福祉事務所を設置する市区町村の市区町村長及び福祉事務所長が、その管轄区域内の調査に関する事務を行う。

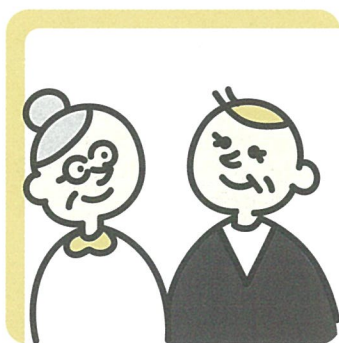
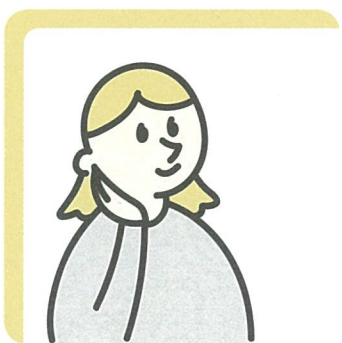
6 調査の方法

あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯員が自ら記入し、後日、調査員が回収する方法、又は世帯の方が政府統計共同利用システムのオンライン調査システムにアクセスして回答する方法によって実施する。なお、貯蓄票については密封回収とし、健康票及び所得票についてはやむを得ない場合のみ密封回収とする。



2025年（令和7年）

国民生活 基礎調査



ご協力をお願いいたします。



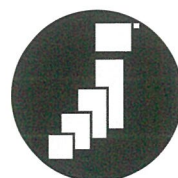
国民生活基礎調査



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare



政府統計